

4. 1 3 刈草・剪定枝等を利用した堆肥

① 評価対象資材

刈草，剪定枝，未利用木材（間伐材を含む），樹皮，家畜ふん，家禽ふん等を原料とした堆肥を対象とする。

② 品質・性能

肥料取締法に基づく特殊肥料の届出（法第22条）又は普通肥料の登録（法第4条）をしているもので，以下のいずれかに該当すること。

- a. 全国パーク堆肥工業会基準
- b. NPO法人日本パーク堆肥協会基準
- c. （一社）日本造園建設業協会の「みどりのリサイクル」のうちチップ及び堆肥の特記仕様書（チップ及び堆肥化のガイドライン）に記載されている堆肥の品質基準

③ 再生資源の含有率

刈草，剪定枝，未利用木材（間伐材含む），樹皮，家畜ふん，家禽ふんその他有機質再生資源をほぼ100%原料として使用していること。

なお，刈草，剪定枝については，茨城県内から発生したものとする。

ただし，再生資源の供給不足や環境負荷低減に寄与する等の合理的な理由が明確に示される場合には，この限りではない。

④ 環境に対する安全性

a. 原料として特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。

b. 刈草，剪定枝，未利用木材（間伐材含む），樹皮，家畜ふん，家禽ふん以外の再生資源を用いる場合は，製品または原料（再生資源）が，環境基本法第16条第1項による「土壤の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号）の基準に適合していること。

⑤ 品質管理

安定した品質が確保できる設備・組織，社内規格，材料の供給体制，品質管理推進責任者等を備えた工場において製造された製品であること。

⑥ 環境負荷

a. 再生資源を含有しない製品を使用した場合に比べ，環境負荷低減効果があること。

b. 再生資源を含有しない製品を使用した場合に比べ，別表1に示す項目について環境負荷が増大しないこと。

別表1 環境負荷増大が懸念される項目

- ・再リサイクルが可能な資材である。
- ・再リサイクル時に著しい環境負荷が生じない。
- ・使用時、施工時において、有害物質等の溶出がない。
- ・製造過程においてエネルギー消費量が著しく増大しない。
- ・製造過程において、著しい環境負荷は生じない。

令和 元年 1 1 月 7 日 一部改正